

令和5年5月2日

保護者の皆様

豊能町教育委員会

## 5類感染症へ移行後の学校における新型コロナウイルス感染症の対応について（通知）

平素は、本町の教育行政推進にご理解ご支援いただき厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に移行されます。

つきましては、5月8日以降の学校における新型コロナウイルス感染症対策について、文部科学省策定の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8改訂）」に基づき、下記のとおり対応することといたします。ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

##### ○ 感染状況が落ち着いている平時の場合

以下3点の日常的な感染症対策を継続します。（これ以外に特段の対策は講じません。）

- ・ 家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握
- ・ 適切な換気の確保
- ・ 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

\* 学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことを基本とします。

ただし、校外学習等において、混雑した電車やバスを利用する場合や医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、マスクの着用を推奨します。

\* 学校給食の場面においては、「黙食」は行いません。

\* 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合などには、無理をせずに、自宅で休養するようお願いいたします。

##### ○ 地域や学校において感染が流行している場合

一時的に活動場面に応じた措置を講じます。

（一時的な措置の例）

- ・ マスクの着用を促します。（ただし、マスクの着用を強制するものではありません。）
- ・ 「近距離」「対面」「大声」での発生や会話を控えます。
- ・ 児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保します。

## 2. 新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応について

- 児童生徒が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の出席停止期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」とします。  
(無症状の感染者に対する出席停止期間の取り扱いについては、「検体を採取した日から5日を経過するまで」とします。)
- 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨します。

## 3. 濃厚接触者の取り扱いについて

- 令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行いません。  
同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒等であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、出席停止の対象とはなりません。

## 4. 新型コロナウイルス感染症にかかる学校の臨時休業について

- 学校において感染者が発生した場合に、学校の全部又は一部の臨時休業を行う必要性については、学校医の助言等を踏まえて学校の設置者が判断します。

### 【臨時休業の基準】

状 況	学校の対応
学級において複数の児童生徒等（15%以上）の感染が確認された場合 (ただし、その児童生徒等の中で感染経路に関連がない場合やそのほか学級内の他の児童生徒等に感染が広がっているおそれがない場合については、学級閉鎖を行わない。)	3日間の学級閉鎖
複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合	3日間の学年閉鎖
複数の学年を閉鎖することに加えて、閉鎖していない学年に感染者が存在するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合	3日間の学校全体の臨時休業

\* 上記に関わらず、感染状況に応じて臨時休業の範囲・期間を学校医と相談をして総合的に設置者が判断します。

\* さらに感染の拡大が見込まれる場合は、臨時休業期間を延長する場合があります。

## 5. その他

- 学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにするとともに、児童生徒間でもマスク着用の有無による差別・偏見等が生じないよう適切な指導をします。
- 感染症対応に対する不安などがある場合は、学校へご相談ください。

【担当・連絡先】 豊能町教育委員会事務局  
こども未来部 義務教育課  
TEL 072-739-3427 (直通) FAX 072-739-3052  
E-mail gimukyoku@town.toyono.osaka.jp

新型コロナウイルス感染症に関する出席停止期間の考え方

		発症日 (0日目)	発症後 (1日目)	発症後 (2日目)	発症後 (3日目)	発症後 (4日目)	発症後 (5日目)	発症後 (6日目)	発症後 (7日目)
Aさん	発症後1日目に 症状が軽快 した場合	発症	症状が 軽快	症状軽快後 1日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
Bさん	発症後2日目に 症状が軽快 した場合	発症	症状あり	症状が 軽快	症状軽快後 1日目	発症後 4日目	発症後 5日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
Cさん	発症後3日目に 症状が軽快 した場合	発症	症状あり	症状あり	症状が 軽快	症状軽快後 1日目	発症後 5日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
Dさん	発症後4日目に 症状が軽快 した場合	発症	症状あり	症状あり	症状あり	症状が 軽快	症状軽快後 1日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
Eさん	発症後5日目に 症状が軽快 した場合	発症	症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	症状が 軽快	症状軽快後 1日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

※無症状の感染者に対する出席停止期間の取扱いについては、「検体を採取した日から5日を経過するまで」とします。(検体を採取した日を1日目とします。)